

75歳以上の人の後期高齢者医療制度

保険証・減額認定証を

更新します

7月下旬に、後期高齢者医療制度の新しい保険証を送付します。8月になっても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

申請方法 保険証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カードを持参の上、申請してください。

■減額認定証をすでにお持ちの人へ

平成28年度も引き続き対象となる人には、新しい減額認定証を保険証と同封して送付します。

申請・問い合わせ先 健康医療課医療保険係（市役所内・☎437137）または上下支所市民生活係（☎622114）

保険証

■8月から橙色になります

■負担割合は毎年判定します

医療機関での負担割合（1割・3割）は、前年の所得により毎年判定しています。新しい保険証から負担割合が変更になる場合があります。医療費の支払いが下表の自己負担限度額を超えた場合、後日、その差額を高額療養費として支給します。

減額認定証

■取得には申請が必要です

減額認定証の交付を受け、医療機関などの窓口で提示すると、自己負担額を超えて支払う必要がなくなります。また、入院時には、食費

自己負担限度額（医療費）・標準負担額（入院時の食費）

負担割合の区分	医療費の自己負担限度額（1か月当たり）		入院時の食費（1食当たり）
	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	
現役並み所得者（3割負担）	44,400円	80,100円 ※医療費総額（10割）が267,000円を超えた場合、超過額の1%の追加負担が必要。	360円
1割負担	一般	12,000円	44,400円
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

語句の説明

- ▷区分Ⅱ…市民税非課税世帯の人
- ▷区分Ⅰ…市民税非課税世帯で、世帯の所得が必要経費、控除額（年金所得は80万円として計算）を差し引いて0円となる人
- ▷長期入院…区分Ⅱの人で1年間の入院の合計日数が90日を超えた人（90日を超えた時点で、再度申請が必要）

国民年金保険料の

免除制度があります

問い合わせ先 備後府中年金事務所（☎417421）

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は検討を

国民年金保険料の納付忘れが続くと、老後や重い障害が残ったときなどに支給される年金を受け取ることができない場合があります。保険料免除や納付猶予などで認められた期間は、年金を受け取る資格期間に含まれます。

申請に必要なもの

- ▽印鑑
- ▽年金手帳または基礎年金番号が分かるもの
- ▽離職日が平成27年1月1日以降の人は、離職票または雇用保険受給資格者証

毎年7月に申請を

免除の期間は、7月から翌年の6月までです。すでに免除を受けている人も、毎年の申請が必要です。過去2年間の間に未納期

免除の種類	内容
一般免除	前年所得が一定額以下の人、保険料の一部または全額を免除
納付猶予	50歳未満の人が対象で、全額を納付猶予
特例免除	失業により納付が困難な場合、保険料の一部または全額を免除

※免除を受けた期間は、保険料を全額納付した場合と比べて、受け取る年金額が少なくなりますのでご注意ください。

申請先 市役所市民課（☎437129）または上下支所市民生活係（☎622114）